

【箕面市重度障害者等就労支援特別事業のご案内】

重度障害者等就労支援特別事業とは

重度の障害があるかたに対する就労支援として、福祉施策と雇用施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行います。

1. この事業を利用できるかた(対象者)

次のいずれにも当てはまるかた

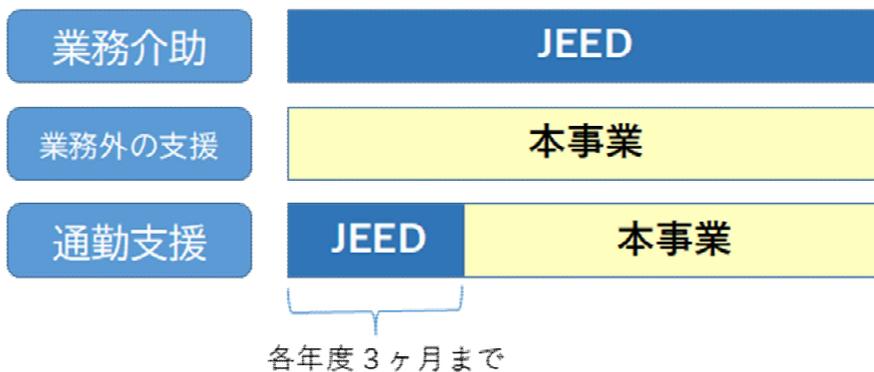
- 本市により重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている
- 民間企業で雇用されているかた(※)、又は自営業のかたで、通勤や職場における支援が必要
- 1週間の所定労働時間 10 時間以上(今後 10 時間以上になることが見込まれるかたも含む)

※就労継続支援 A 型の利用者及び、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用されるかた、その他これに準ずるかたを除く。

2. サービス内容

【民間企業にお勤めの場合】

民間企業が重度障害者等を雇用するにあたり、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の「障害者雇用納付金制度に基づき助成金」を活用して、職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、更に支援を必要とする場合に、障害福祉サービス(重度訪問介護、同行援護、行動援護)と同等の支援を行います。



- 業務介助: 文書の朗読・作成・機器操作・入力作業などのサポート
- 業務外の支援: 姿勢の調整、喀痰吸引、飲食・排泄などの身体的な介助
- 通勤支援: 通勤時の移動支援

【自営業の場合】

自営業者のかたの場合、JEED の助成金の対象とならないため、本事業単独で支援を行います。

業務介助	本事業
業務外の支援	本事業
通勤支援	本事業

3. サービス提供事業者

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス(重度訪問介護、同行援護、行動援護)の指定を受けている事業者

4. 利用者負担

サービス利用に要した費用の 1 割が利用者負担となります。

ただし、利用者本人と配偶者の市民税所得割に応じ、下記の月額が上限となります。なお、重度訪問介護等の障害福祉サービス等で適用している特例上限及び総合上限制度は、本事業では適用されません。(本事業のみで上限額管理を行います。)

区分	負担上限月額
市民税非課税世帯(生活保護世帯、低所得世帯)	0 円
市民税課税世帯のうち、市民税所得割の合計が 16 万円未満の人 (注)入所施設利用者、グループホーム利用者を除きます。	9,300 円
市民税課税世帯のうち、上記以外の人	37,200 円

5. 利用の流れ

- ① 箕面市障害福祉室へ以下の書類を提出します。
 - ・ 箕面市重度障害者等就労支援特別事業給付費支給申請書
 - ・ 支援計画書(被雇用者は原則、JEED の確認を受けたものを提出すること)
 - ・ 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し
 - ・ (被雇用者のみ)雇用されていることを証する書類の写し
 - ・ (自営業者等のみ)自営業者等であることを証する書類の写し

- ② 市は、申請の内容を確認し、決定通知書を送付します。
- ③ 事業者へ決定通知書を提示し、事業者とサービス利用契約をします。
- ④ 計画に基づきサービスを利用します。自己負担分は事業者に支払います。

【お問い合わせ】

箕面市役所

健康福祉部障害福祉室

(TEL)072-727-9514